

○定款附属書組合員資格審査規程例

〔最終改正…令和二年十一月三十日2水漁第1011号〕

第一章 組合員資格審査委員会の設置等

(組合員資格審査委員会の職務)

第一条 組合員資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)は、現に組合員である者及び組合員になろうとする者(以下「組合員等」という。)について、定款第八条に規定する組合員の資格(以下「組合員資格」という。)の有無を審査し、理事会に意見を述べなければならぬ。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、「理事会」を「経営管理委員会」とすること。以下同じ。

(審査委員)

第二条 資格審査委員会は、審査委員〇〇人以上で組織する。

2 審査委員は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とし、理事会の承認を得て、組合長が委嘱する。

一 特定の種類の漁業を代表する者 〇人以上

二 地区を代表する者 〇人以上

三 学識経験がある者 〇人以上

四 公益を代表する者 〇人以上

3 前項第一号及び第二号の審査委員は、その就任の前三年間この組合(合併前の旧組合を含む。)の正組合員(法人にあつてはその役員)である者(この組合の役員を除く。)でなければならない。

(審査委員の任期)

第三条 審査委員の任期は三年とし、再任することを妨げない。ただし、審査委員が欠けた場合における補欠の審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第二項第一号及び第二号の審査委員は、前項の規定にかかわらず、正組合員でなくなつたときに退任する。

(審査委員長及び副審査委員長)

第四条 資格審査委員会に、審査委員長及び副審査委員長を置き、審査

委員の互選により選任する。

2 審査委員長は、資格審査委員会の職務を統括する。

3 副審査委員長は、審査委員長を補佐し、審査委員長に事故があるときは、その職務を代理し、審査委員長が欠けたときはその職務を行う。

(資格審査委員会の招集等)

第五条 審査委員長は、毎年一回〇月に定例の資格審査委員会を招集する。

2 審査委員長は、必要と認めるときは、臨時の資格審査委員会を招集する。

3 審査委員長は、資格審査委員会の議長となる。

4 資格審査委員会は、審査委員の三分の二以上の出席がなければ、これを開き、決議することができない。

5 資格審査委員会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 資格審査委員会の招集は、原則としてその資格審査委員会の日の二か月前までに、各審査委員、各理事及び各監事に対してその通知を發してしなければならない。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、第六項中「各審査委員、」の下に「各経営管理委員、」を加えること。

(資格審査委員会の開催等の組合員への公告)

第六条 審査委員長は、前条第六項の通知の内容について、この組合の掲示場に掲示して公告しなければならない。

2 前項の公告には、組合員資格の審査を行うために必要と認める書類であつて、組合員が提出しなければならないものがある場合には、その提出の期日及び場所その他必要な事項を併せて掲載しなければならない。

3 前項の書類が、特定の組合員に係るものである場合には、当該組合員に書面をもって通知しなければならない。

(議事録等)

第七条 資格審査委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されてい

るときは、議長及び出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(再審査)

第八条 審査委員長は、第二十四条第二項の規定により組合長から通知があつたときは、二週間以内に再審査のために資格審査委員会を招集する。

(審査委員の守秘義務)

第九条 審査委員は、正当な理由がなく、組合員資格の審査において知り得た組合員の秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

(審査委員の罷免)

第十条 審査委員が前条の規定に違反し、又は組合員資格の審査に当たつて不当な行為を行った場合には、理事会は当該委員を罷免することができる。

第二章 組合員資格審査の基準

(組合員資格の審査事項)

第十一条 第一条の規定による審査は、次の各号に掲げる事項（以下「審査事項」という。）が組合員資格の要件（以下「資格要件」という。）に該当するかどうかにより行うものとする。

一 漁業を営む個人（以下「個人漁業者」という。）にあつては、漁業を営む日数

二 漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する個人（以下「漁業従事者」という。）にあつては、その従事する日数（以下「従事日数」という。）

三 住所（漁業を営む法人にあつては、住所又は事業場の所在地）

四 漁業を営む法人（漁業生産組合を除く。）にあつては、常時使用する従業者の人数及び使用する漁船の規模

五 前各号に定めるもののほか、定款第八条に規定するその他の資格要件に係る事項

2 前項の審査は、原則として毎年〇月から〇月までの一年間における審査事項について、次条から第十九条までに規定する基準により行う

ものとする。

(備考)

① 水産業協同組合法（以下「法」という。）第十八条第二項の内水面組合にあつては、二の次に、次の一号を加える。

二の二 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする個人（漁民を除く。）にあつては、採捕、養殖又は増殖をする

日数

② 法第十八条第三項第一号の組合及び同項第二号の内水面組合で同号に規定する漁業経営者のみを組合員たる資格とする組合にあつては、第一項第二号を削り、同項第三号以降を一号ずつ繰り上げる。

(個人漁業者の漁業を営む日数の算定の基準)

第十二条 個人漁業者の漁業を営む日数は、次の各号の日数を合算した日数とする。

一 漁業（養殖業を除く。）を営む者については、この組合又は他の組合の水揚仕切書又は市場の売上伝票等で確認される水揚日数の合計日数

二 養殖業を営む者については、養殖日誌（網入れ及び網揚げの日時、種類、数量等養殖の状況を記帳したものをいう。）等で確認される養殖業の経営日数

2 前項の規定によるほか、漁業の許可等を受け現に当該漁業を営んでいる者について、その漁業の漁期、操業期間等から当該漁業を営む日数が客観的かつ合理的に推定できるときは、その日数を漁業を営む日数とすることができる。

(水揚金額を基準とした漁業を営む日数)

第十三条 個人漁業者の水揚金額が正組合員の平均的な年間水揚金額の八割を超える場合には、当該個人漁業者に係る第十一条第一項第一号の審査事項は、正組合員の資格要件に該当するものとみなすことができる。

2 前項の平均的な年間水揚金額とは、前項の個人漁業者が営む漁業と同様の漁業を営む正組合員（個人漁業者に限り、水揚金額が不明の者を除く。）の年間水揚金額の合計額の過去三年間の平均額を当該正組合員の人数で除した金額をいう。

3 第一項の個人漁業者の水揚金額は、水揚仕切書等販売金額が確認できる書類によるものとする。

(漁業従事者の従事日数)
第十四条 漁業従事者の従事日数は、当該漁業従事者を雇用している者による証明書(就労証明書、給与支払の証明書等をいう。)により確認できる日数とする。

2 個人漁業者の家族が当該個人漁業者と共同して水産動植物の採捕又は養殖に従事する場合は、当該家族が個人漁業者である場合を除き、当該家族は、当該個人漁業者に雇用されているものとみなす。

(備考)
① 経営者組合(業種別組合を含む。)にあつては、本条を記載しないこととし、以下この規程の規定において、漁業従事者及びその従事日数に関する事項を記載しないこと。

② 法第十八条第二項の内水面組合にあつては、第十四条の次に、次の一条を加える。

(内水面における水産動植物の採捕、養殖又は増殖の日数)
第十四条の二 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする個人(漁民を除く。)の当該採捕、養殖又は増殖をする日数は、組合が有する第五種共同漁業権に係る漁業権行使規則又は遊漁規則で規定される漁業権行使料又は遊漁料、賦課金その他の水産動植物の増殖等に必要な費用等の負担額を基礎とし、採捕、養殖又は増殖日誌(当該個人又はこの組合が採捕、養殖又は増殖をした日時等を記録したものをいう。)等による採捕等の記録を勘案して、合理的に推定して算出した日数とすることができる。

2 前項の規定により算出する日数の算定方法については、資格審査委員会の意見を聴いて、理事会で定める。

(住所又は事業場の所在地等の確認)
第十五条 組合員等の住所又は事業場の所在地については、原則として、組合員名簿で確認する。この場合において、審査委員長は、必要があるときは、組合員等に対し住所等を証する書面の提出を求めることができる。

2 漁業を営む法人(漁業生産組合を除く。)の常時使用する従業者の

人数及び使用する漁船の規模については、事業報告書(事業の概要及び決算の概要の記載された書類をいう。以下同じ。)等により確認するものとする。

3 第十一条第一項第五号に規定する審査事項については、当該資格要件に該当するかどうか明らかとなる書類により確認するものとする。

(漁業を営む者の準備等日数)

第十六条 第十二条第一項(同項第二号を除く。)の漁業を営む日数は、漁業の準備行為たる漁網の仕立て及び補修、船の手入れ、餌料の仕込み、漁獲物の処理並びに漁具の後始末等に要する日数(以下「準備等日数」という。)を加算することができる。

2 前項の準備等日数は、前年度若しくは前々年度に実際に要した準備等日数(二種類以上の漁業を営む場合は、それぞれの漁業にかかる準備等日数を合計した日数とする。)又は〇〇日間のいずれか短い日数を限度とする。

3 審査委員長は、準備等日数の設定の根拠となる書類を整備し、第一条の規定により意見を述べるときまでに、理事会に提出しなければならない。

4 第十二条又は第十三条の規定による漁業を営む日数又は水揚金額がない者については、第一項の規定を適用しない。
(備考)第二項中「〇〇日間」は、定款第八条第一項第一号に規定する漁業を営み又はこれに従事する日数の三分の一以下の日数を記載すること。

(休漁期間等の日数)

第十七条 第十二条第一項又は第十四条第一項に規定する漁業を営み又はこれに従事する日数は、次の各号に掲げる日数を加算することができる。

一 資源管理規程、資源管理協定、漁業権行使規則又は入漁権行使規則その他この組合で設定された水産資源の管理のための休漁等の日数(漁場の清掃、漁場の造成、漁場の監視又は資源調査等漁業の継続のための行為によるものに限る。ただし、法令で定める禁漁期間を除く。)

二 台風等による被害の防止又は悪天候による遭難の防止等のため、

やむを得ず操業等を中止した日数

三 沈没、座礁、火災、衝突等の水難事故又は災害のため、やむを得ず操業等を中止した日数

2 審査委員長は、前項の規定により日数を加算する場合には、それぞれの漁業種類ごと及び組合員ごとに加算した日数の根拠となった休業等の事実が確認できる書類を整備し、第一条の規定により意見を述べるときまでに、理事会に提出しなければならない。

3 第十二条から第十四条までの規定による漁業を営み又はこれに従事する日数若しくは水揚金額がない者については、第一項の規定は適用しない。ただし、同項第三号に規定する事由によりやむを得ず操業等を中止している期間が三年未満の者については、この限りでない。

(新規加入申込者の特例)

第十八条 この組合の組合員になろうとする者が新たに漁業を営もうとする個人である場合には、当該組合員になろうとする者が漁業を営む意思を有し、当該漁業を営む他の正組合員又は准組合員と同程度の操業を行うと客観的に認められるときは、一年間に限り、当該組合員になろうとする者の漁業を営む日数は、正組合員又は准組合員の資格要件に該当するものとみなすことができる。

2 前項に規定する「漁業を営む意思」とは、漁業を営もうとする場合に通常必要と認められる漁船、漁具等の手配、漁業に必要な資金及び資材の調達並びに許可等の申請の状況その他の事情（書面等により確認できるものに限る。）から合理的に判断して、確実に漁業を営むと見込まれるものでなければならない。

(一時的に漁業を営むことができなくなった者等の特例)

第十九条 次の各号に掲げる者については、一時的に漁業を営み又はこれに従事することができなくなった事由の生じた翌年度（第二号の場合にあつては、当該役員に就任した翌年度から任期の終わる日の属する年度）に限り、漁業を営み又はこれに従事する日数にかかわらず、引き続き正組合員又は准組合員の資格要件に該当するものとみなすことができる。

一 長期にわたる疾病により漁業を営み又はこれに従事することができなくなった者であつて、治癒後は、引き続き漁業を営み又はこれに従事することが確実に認められる者

二 この組合又は定款第三十八条第一項第十三号に規定するこの組合

が加入する団体の常勤役員に就任した（再任を除く。）ことにより、漁業を営み又はこれに従事することができなくなった者であつて、当該役員を退任したときは漁業を営み又はこれに従事することが確実に認められる者

2 前項の期間経過後において、当該組合員が、引き続き漁業を営む意思（前条第二項に規定するものをいう。）を有し、当該漁業を営む他の正組合員又は准組合員と同程度の操業を行うと客観的に認められるとき又は引き続き漁業従事者として他の正組合員又は准組合員と同程度漁業に従事すると認められるときは、前項の期間経過後一年間に限り当該組合員の漁業を営み又はこれに従事する日数は、正組合員又は准組合員の資格要件に該当するものとみなすことができる。

第三章 地区組合員資格審査委員会

（備考）地区組合員資格審査委員会を置かない組合にあつては、本章を削り、第四章を第三章とし、第二十二条以降を順次繰り上げることに。

(地区組合員資格審査委員会の設置)

第二十条 資格審査委員会に、別表に定める地区毎に地区組合員資格審査委員会（以下「地区審査委員会」という。）を置くことができる。

2 地区審査委員会は、資格審査委員会が定めるところにより当該地区における審査の一部を行うことができる。

3 第二十二条第二項の書類は、地区審査委員会に提出するものとし、地区審査委員長は、これを取りまとめの上、審査委員長に提出する。

4 地区審査委員会においては、資格審査委員会の開催前に、前項の書類等に基づき、地区内の組合員等に係る審査事項が資格要件に該当するかどうかを取りまとめ、審査委員長に報告する。

5 第二条第一項、第二項本文及び第三項、第三条、第四条、第五条第二項から第六項まで、第六条、第七条、第九条並びに第十条の規定は、地区審査委員会について準用する。この場合において、第二条第一項中「審査委員〇〇人以上」とあるのは「地区審査委員4人以上」と、第二項本文中「審査委員は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とし」とあるのは「地区審査委員は、当該地区の審

査委員及び組合員の中から」と、第三項中「前項第一号及び第二号の審査委員」とあるのは「地区審査委員」と、第五条第六項中「各審査委員、各理事及び各監事」とあるのは「当該地区の各地区審査委員、審査委員長及び組合長」と読み替えるものとする。

6 前三項に規定するもののほか、地区審査委員会の運営に関する事項については、資格審査委員会において定める。

(地区審査委員会における仮判定)

第二十一条 地区審査委員会は、組合員になろうとする者(相続による持分取得及び親族間の持分の譲受けに伴う地区内に住所を有する加入申込者に限る。)であつて第十八条の規定を適用することができることを認められる場合には、当該組合員になろうとする者からの申請に基づき、資格要件に該当する旨の判定を仮に行うことができる。

2 前項の規定により仮の判定を行ったときは、当該仮の判定を行った旨を審査委員長及び組合長に報告するものとし、当該仮の判定は、資格審査委員会が開催されるまでの間、資格審査委員会において資格要件に該当する旨の判定があつたものとみなす。

3 資格審査委員会は、第一項の規定による仮の判定後一年以内に当該仮の判定が適当かどうかの判定を行うものとし、当該仮の判定が適当でないと判定したときは、当該仮の判定を取り消し、当該仮の判定を受けていた者は、当該取消しの日に、組合員の資格を喪失する。

4 前二項の場合には、第二十三条第二項の規定を準用する。

第四章 雑則

(組合員の資格の審査に必要な書類の提出)

第二十二條 審査委員長は、組合長又は組合員等に対し組合員資格の審査のために必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

2 組合員等は、前項の規定により、審査委員長から組合員資格の審査に必要な書類の提出を求められたときは、これを提出しなければならぬ。ただし、書類の提出ができない正当な理由がある場合には、この限りでない。

3 組合員等が法人の場合には、毎年度の事業報告等を提出しなければならない。

(組合員資格の決定及び通知)

第二十三條 組合長は、資格審査委員会の審査が行われたときは、遅滞なく、組合員の組合員資格に関する事項を決するための理事会を招集しなければならない。

2 組合長は、組合員の組合員資格に異動が生じたときは、当該組合員に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を書面をもって通知するものとする。

(備考) 経営管理委員会を置く組合にあつては、第一項中「組合長」を「経営管理委員長」とすること。

(異議の申立て)

第二十四條 前条第二項の通知を受けた組合員は、組合員資格の異動の決定に不服がある場合には、当該通知を受けた日から十日以内に証拠を付して異議申立てをすることができる。

2 組合長は、前項の異議申立てに正当な理由があると認めるときは、再審査のためにその旨を資格審査委員長に通知するものとする。

附則

1 この規程は、行政庁の認可のあつた日(平成 年 月 日)から、効力を生ずる。

(備考) 新設(合併による新設を除く。)から三年以内の組合にあつては、次の附則を置くこと。

2 この組合の設立の日から三年以内は、当該設立の日から引き続き正組合員である者は、第二条第二項に掲げる審査委員の就任の前三年間この組合の正組合員である者とみなして、同項の規定を適用する。

別表

地区審査委員会を置く地区

地区	地区の区域
〇〇〇〇	〇〇市、〇〇郡*町、

• △
• △
• △

• 市、
△△市